

最高裁秘書第648号

令和3年3月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年2月6日付け（同月8日受付、第020921号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成2年11月15日付け最高裁民二第459号民事局長通知「民事保全法第33条の規定による原状回復の申立ての手数料について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

民事保全法第33条の規定による原状回復の申立ての手数料について

平成2年11月15日民二第459号高等裁判所
長官、地方裁判所長（千葉を除く。）あて民事局
長通知

標記の申立ての手数料について、別紙第1のとおり千葉地方裁判所長から照会があり、
別紙第2のとおり回答しました。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

（別紙第1）

千地裁総第1201号
平成2年10月31日

最高裁判所事務総局民事局長殿

千葉地方裁判所長 藤田耕三

民事保全法第33条の規定による原状回復の申立ての手数料について（照会）

民事保全法（平成元年法律第91号）第33条（第40条第1項及び第41条第4項に
おいて準用する場合を含む。）の規定による原状回復の申立てについて、手数料を納付さ
せる必要はないと考えますがいささか疑義がありますので、貴局の御見解をお伺いいたし
たく、照会いたします。

（別紙第2）

最高裁民二第458号
(訟ろ-2)
平成2年11月15日

千葉地方裁判所長殿

最高裁判所事務総局
民事局長 今井功

民事保全法第33条の規定による原状回復の申立ての手数料について（回答）

標記の申立ての手数料については、貴見のとおりと考えます。